



栃木県公報

平成28年
3月25日(金)
号外
第14号

目 次

条 例

○職員の退職管理に関する条例の制定	10
○栃木県行政不服審査会条例の制定	11
○栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の制定	17
○輝くとちぎの人づくり推進基金条例の制定	19
○地方独立行政法人栃木県立がんセンターへの職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例の制定	20
○栃木県障害者差別解消推進条例の制定	20
○地方独立行政法人栃木県立がんセンターの設立に伴う関係条例の整理等	25
○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理	27
○職員の給与に関する条例等の一部改正	29
○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	42
○栃木県手数料条例の一部改正	42
○栃木県情報公開条例等の一部改正	61
○栃木県行政財産使用料条例の一部改正	67
○栃木県消費生活条例の一部改正	67
○水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部改正	68
○栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正	69
○栃木県病院事業の設置等に関する条例の一部改正	69
○とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例の一部改正	70
○栃木県民生委員定数条例の一部改正	72
○栃木県医師修学資金貸与条例の一部改正	73
○病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部改正	74
○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定通所 支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正	74
○栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正	79
○栃木県建築審査会条例の一部改正	79
○栃木県建築基準条例の一部改正	80
○学校職員定数条例の一部改正	80
○栃木県公立学校職員給与条例の一部改正	80
○栃木県公営企業の設置等に関する条例の一部改正	81
○栃木県地方警察職員定数条例の一部改正	82
○栃木県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の廃止	82
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正	83
○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正	83
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	89
○栃木県議会情報公開条例の一部改正	90
○栃木県議会の会期に関する条例の一部改正	93

本号で公布された条例のあらまし

◇職員の退職管理に関する条例の制定（栃木県条例第9号）

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため、次のとおり条例を制定することとしました。

1 再就職者による依頼等の規制（第2条関係）

再就職者のうち、国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等の役職員等に対し、契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないこととしました。

2 任命権者への届出（第3条関係）

管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合等を除き、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならないこととしました。

3 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県行政不服審査会条例の制定（栃木県条例第10号）

1 設置（第1条関係）

行政不服審査法（以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置くこととしました。

2 所掌事務（第2条関係）

審査会は、法第81条第1項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどることとしました。

- (1) 栃木県情報公開条例第19条第1項に規定する諮問に応じて調査審議すること。
- (2) 情報公開制度に関する事項について、実施機関（栃木県情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。）に意見を述べること。
- (3) 栃木県個人情報保護条例第41条第1項に規定する諮問に応じて調査審議すること。
- (4) (3)に掲げるもののほか、栃木県個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (5) 個人情報保護制度に関する事項について、実施機関（栃木県個人情報保護条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じて調査審議し、及び実施機関に意見を述べること。
- (6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項について、実施機関の諮問に応じて、調査審議し、及び実施機関に意見を述べること。
- (7) 住民基本台帳法第30条の4第1項に規定する都道府県の審議会として、同条第2項の規定により、調査審議し、及び知事に建議すること。

3 組織（第3条関係）

- (1) 審査会は、委員12人以内で組織し、委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命することとしました。
- (2) 審査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができるとし、臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命することとしました。

4 会長（第5条関係）

審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定めることとしました。

5 会議（第6条関係）

- (1) 審査会の会議は、会長が招集することとしました。
- (2) 審査会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないこととしました。
- (3) 審査会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによることとしました。

6 合議体（第7条関係）

- (1) 審査会は、委員のうちから審査会が指名する4人及び議事に関係のある臨時委員をもって構成する合議

体（以下「合議体」という。）で、法第81条第1項の規定によりその権限に属させられた事項及び2（2）及び(5)を除く。）に掲げる事務を処理することとしました。

- (2) 合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあつては、会長が長となり、その他のものにあつては、審査会の指名する委員が長となることとしました。
- (3) 合議体は、これを構成する委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないこととしました。
- (4) 合議体の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、長の決するところによることとしました。
- (5) 審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって審査会の議決とすることとしました。

7 専門委員（第8条関係）

審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができるとし、専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命することとしました。

8 秘密保持義務（第9条関係）

委員、臨時委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないこととし、その職を退いた後も同様とすることとしました。

9 審査会の調査審議の手続の特例（第10条関係）

栃木県情報公開条例第19条第1項及び栃木県個人情報保護条例第41条第1項の規定により諮問された事件に係る調査審議の手続については、法第81条第3項において準用する法第5章第1節第2款の規定にかかわらず、この条例の定めるところによることとしました。

10 罰則（第21条関係）

8に違反した者に対する罰則を設けることとしました。

11 その他

審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとしました。

12 施行期日等

- (1) この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。
- (2) 次の条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

ア 栃木県情報公開条例（第19条、第22条～第27条及び第36条関係）

イ 栃木県個人情報保護条例（第6条、第7条、第9条、第41条、第48条～第52条、第61条及び第62条関係）

- (3) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の制定（栃木県条例第11号）

地域再生法第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、一定の施設を設置した者について、県税の不均一課税措置を講ずるため、次のとおり条例を制定することとしました。

1 事業税の不均一課税（第2条関係）

地方活力向上地域内において地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って一定の設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備を事業の用に供した日（以下「供用日」という。）の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税の税率を、栃木県県税条例に規定する税率に、次に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じた税率とすることができることとしました。

- (1) 供用日の属する年又は事業年度 2分の1
- (2) (1)に掲げる年又は事業年度の翌年又は翌事業年度 4分の3
- (3) (1)に掲げる年又は事業年度の翌々年又は翌々事業年度 8分の7

2 不動産取得税の不均一課税（第3条関係）

特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の税率を、栃木県県税条例に規定する税率に10分の1を乗じた税率とすることができることとしました。

3 固定資産税の不均一課税（第4条関係）

特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である大規模の償却資産に対して課する固定資産税の税率を、栃木県県税条例に規定する税率に、次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じた税率とすることができることとしました。

(1) 供用日の属する年の翌年の4月1日を初日とする年度 10分の1

(2) (1)に掲げる年度の翌年度 4分の1

(3) (1)に掲げる年度の翌々年度 2分の1

4 申請（第5条関係）

1～3の県税の不均一課税を受けようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請しなければならないこととしました。

5 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇輝くとちぎの人づくり推進基金条例の制定（栃木県条例第12号）

地域の課題の解決に向け、女性、若者、高齢者、障害者等を地域活動の担い手として育成するとともに、その自主的かつ主体的な活動の促進を図り、全ての県民が生き生きと暮らすことのできる持続的で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする輝くとちぎの人づくり推進基金（以下「基金」という。）を設置するため、次のとおり条例を制定することとしました。

1 積立て（第2条関係）

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとしました。

2 処分（第6条関係）

基金は、基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとしました。

3 その他

基金の管理に関し必要な事項を定めることとしました。

4 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

◇地方独立行政法人栃木県立がんセンターへの職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例の制定（栃木県条例第13号）

1 地方独立行政法人栃木県立がんセンターの成立の際、当該地方独立行政法人に職員を引き継ぐ県の内部組織は、栃木県立がんセンターとすることとしました。

2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県障害者差別解消推進条例の制定（栃木県条例第14号）

障害を理由とする差別（以下「障害者差別」という。）の解消に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民の責務を明らかにするとともに、障害者差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害者差別の解消に関する施策を総合的に推進するため、次のとおり条例を制定することとしました。

1 定義（第2条関係）

この条例における「障害者」及び「社会的障壁」の意義を定めることとしました。

2 基本理念（第3条関係）

障害者差別の解消について、次の基本理念を定めることとしました。

(1) 障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として全ての県民の尊厳が重んぜられること及びその尊厳にふさわしい地域生活を営む権利が尊重されることを基本として推進されること。

(2) 障害及び障害者に対する誤解、偏見その他理解の不足の解消が重要であることから、全ての県民が、多様な人々により地域社会が構成されているという基本的認識の下に、障害及び障害者に関する理解を深めることを基本として推進されること。

(3) 地域社会を構成する多様な主体が、相互に協力することを基本として推進されること。

3 県の責務及び県と市町村との協力

(1) 県は、障害者差別の解消に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとしました。（第4条関係）

(2) 県及び市町村は、それぞれが実施する障害者差別の解消に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする事としました。（第5条関係）

4 県民の責務（第6条関係）

県民は、障害及び障害者に関する理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する障害者差別の解消に関する施策に協力するよう努めなければならないこととしました。

5 障害者差別の解消に関する基本的施策

(1) 障害者差別対応指針（第7条関係）

(2) 相談体制の充実等（第8条関係）

(3) 啓発活動並びに教育及び学習の推進（第9条関係）

- (4) 表彰(第10条関係)
- (5) 財政上の措置(第11条関係)
- 6 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止(第12条関係)
何人も、障害者の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ないと認められる場合その他の正当な理由がある場合を除き、障害を理由として、障害者でない者と差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害する行為をしてはならないこととしました。
- 7 社会的障壁の除去のための合理的配慮(第13条関係)
(1) 県は、その事務又は事業を行うに当たり、社会的障壁の除去を必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないこととしました。
(2) 県民は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならないこととしました。
- 8 相談(第14条関係)
県は、障害者差別に関する相談があったときは、必要に応じ、情報の提供及び助言等の措置を講ずるものとする事としました。
- 9 あっせん
(1) 障害者は、自己に対する事業者による6の行為(以下「あっせん対象行為」という。)に係る事案について、8の相談によっては解決されないときは、知事に対し、当該事案の解決のために必要なあっせンを求める申立てをすることができることとしました。(第15条関係)
(2) 知事は、(1)の申立てがあったときは、あっせんを行う必要がないと認めるとき又はあっせん対象行為に係る事案の性質上あっせんを行うことが適当でないことを認めるときを除き、栃木県障害者差別解消推進委員会(以下「委員会」という。)にあっせんを行わせるものとする事としました。
(3) 委員会は、(2)のあっせんを行うため必要があると認めるときは、あっせん対象行為に係る事案の関係者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができることとしました。(以上第16条関係)
- 10 勧告(第17条関係)
(1) 委員会は、あっせん案が提示された場合においてあっせん対象行為をしたと認められる事業者が正当な理由なく当該あっせん案を受諾しないときは、知事に対し、当該あっせん案を受諾することその他必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができることとしました。
(2) 知事は、(1)の委員会の求めに応じて、当該求めに係る事業者に対し、当該あっせん案を受諾することその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとしました。
- 11 公表(第18条関係)
知事は、10の(2)の勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、当該勧告の内容等を公表することができることとしました。
- 12 栃木県障害者差別解消推進委員会(第19条関係)
この条例の規定によりその権限に属させられた事務を処理し、及び知事の諮問に応じ、障害者差別の解消の推進に関する事項を調査審議するため、委員会を置くこととしました。
- 13 施行期日等
(1) この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。ただし、9～11は、同年10月1日から施行することとしました。
(2) この条例の施行後3年を経過した場合の検討について規定することとしました。
- ◇地方独立行政法人栃木県立がんセンターの設立に伴う関係条例の整理等(栃木県条例第15号)
- 1 地方独立行政法人栃木県立がんセンターの設立に伴い、次の条例について所要の規定の整備をすることとしました。
(1) 職員の特殊勤務手当に関する条例(第32条関係)
(2) 栃木県手数料条例(別表第1関係)
(3) 栃木県特別会計設置条例(第2条関係)
(4) 栃木県病院事業の設置等に関する条例(第3条、附則第5項～第7項及び別表関係)
(5) 栃木県職員定数条例(第2条関係)
(6) 栃木県情報公開条例(第2条及び第7条並びに附則第1項～第6項関係)
(7) 栃木県個人情報保護条例(第2条及び第6条並びに附則第1項～第3項関係)

2 施行期日等

- (1) この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。
- (3) 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

◇学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理（栃木県条例第16号）

1 学校教育法の一部改正に伴い、次の条例について所要の規定の整備をすることとしました。

- (1) 栃木県公立学校職員給与条例（第2条、第8条の2、第9条の6及び別表第2関係）
- (2) 栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（第12条～第14条関係）
- (3) 栃木県立産業技術専門校条例（第5条関係）
- (4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（別表第5関係）
- (5) 栃木県暴力団排除条例（第13条関係）
- (6) 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第52条関係）
- (7) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第56条、第62条及び第104条関係）
- (8) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（栃木県公立学校職員給与条例別表第2の2関係）

2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。ただし、1の(8)は、公布の日から施行することとしました。

◇職員の給与に関する条例等の一部改正（栃木県条例第17号）

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の給与に係る等級別基準職務表を定めること等のため、次のとおり改正することとしました。

1 職員の給与に関する条例関係

- (1) 給与に係る級別基準職務表を定めることとしました。（第5条及び別表第5関係）
- (2) 所要の規定の整備をすることとしました。

2 栃木県公立学校職員給与条例関係

- (1) 給与に係る級別基準職務表を定めることとしました。（第6条及び別表第2の2関係）
- (2) 所要の規定の整備をすることとしました。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例関係

- (1) 給与に係る号給別基準職務表等を定めることとしました。（第7条、第8条及び別表第1の2関係）
- (2) 所要の規定の整備をすることとしました。

4 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例関係

- (1) 給与に係る号給別基準職務表を定めることとしました。（第5条及び別表関係）
- (2) 所要の規定の整備をすることとしました。

5 職員の分限に関する条例関係

- (1) 職員の意に反する降給の事由等を定めることとしました。（第3条～第5条関係）
- (2) 職務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、失職の特例を定めることとしました。（第9条関係）
- (3) 所要の規定の整備をすることとしました。

6 学校職員の分限に関する条例関係

- (1) 学校職員の意に反する降給の事由等を定めることとしました。（第4条～第6条関係）
- (2) 職務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された学校職員について、失職の特例を定めることとしました。（第10条関係）
- (3) 所要の規定の整備をすることとしました。

7 職員の特殊勤務手当に関する条例、栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する条例、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び栃木県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例関係
所要の規定の整備をすることとしました。

8 施行期日等

- (1) この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。
- (3) 次の条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

ア 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（第10条関係）

イ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（第9条及び第20条関係）

◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正（栃木県条例第18号）

- 1 都市計画法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（別表第1関係）
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県手数料条例の一部改正（栃木県条例第19号）

- 1 農産物検査法の一部改正に伴い、登録検査機関の登録申請手数料、登録更新申請手数料及び変更登録申請手数料を新設することとしました。
- 2 自家用有償旅客運送者の登録申請手数料及び変更登録申請手数料を新設することとしました。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料及び変更認定申請手数料並びに建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料を新設することとしました。
- 4 既存住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料及び変更認定申請手数料を新設することとしました。
- 5 所要の規定の整備をすることとしました。（以上別表第1関係）
- 6 この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。ただし、2は、規則で定める日から施行することとしました。

◇栃木県情報公開条例等の一部改正（栃木県条例第20号）

行政不服審査法の全部改正により、条例に基づく処分に係る審査請求について、条例に特別の定めがある場合は、審理員に関する規定を適用しないこととされたこと等に伴い、次のとおり改正することとしました。

1 栃木県情報公開条例関係

- (1) 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、審理員による審理手続に関する規定は、適用しないこととしました。（第18条関係）
- (2) 開示決定等について審査請求があったときに加え、開示請求に係る不作為について審査請求があったときも、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき等を除き、遅滞なく、栃木県行政不服審査会に諮問しなければならないこととしました。
- (3) (2)の諮問は、弁明書の写しを添えてしなければならないこととしました。（以上第19条関係）
- (4) 所要の規定の整備をすることとしました。

2 栃木県個人情報保護条例関係

- (1) 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等（以下「開示決定等」という。）又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下「開示請求等」という。）に係る不作為に係る審査請求については、審理員による審理手続に関する規定は、適用しないこととしました。（第40条の2関係）
- (2) 開示決定等について審査請求があったときに加え、開示請求等に係る不作為について審査請求があったときも、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき等を除き、遅滞なく、栃木県行政不服審査会に諮問しなければならないこととしました。
- (3) (2)の諮問は、弁明書の写しを添えてしなければならないこととしました。（以上第41条関係）
- (4) 所要の規定の整備をすることとしました。

3 職員の退職手当に関する条例関係

所要の規定の整備をすることとしました。

4 栃木県手数料条例関係

対象書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付手数料等を新設することとしました。（別表第1関係）

5 栃木県行政手続条例、栃木県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び栃木県県税条例関係

所要の規定の整備をすることとしました。

6 施行期日等

(1) この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県行政財産使用料条例の一部改正（栃木県条例第21号）

- 1 電気通信事業法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（別表関係）
- 2 この条例は、平成28年5月21日から施行することとしました。

◇栃木県消費生活条例の一部改正（栃木県条例第22号）

消費者安全法の一部改正に伴い、栃木県消費生活センターの組織及び運営等に関する事項を定めるため、次のとおり改正することとしました。

- 1 知事は、その設置する消費生活センターについて、当該消費生活センターの名称及び住所等を、インター

ネットの利用その他適切な方法により公表するものとするものとしました。(第21条の3関係)

2 知事は、消費生活センターに置く消費生活相談員の適切な処遇、人材の確保その他の措置を講ずるものとするものとしました。(第21条の5関係)

3 知事は、消費者安全法第8条第1項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講ずるものとするものとしました。(第21条の7関係)

4 所要の規定の整備をすることとしました。

5 この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

◇水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部改正(栃木県条例第23号)

1 汚水等を排出する施設として水質汚濁防止法施行令で定める特定施設となった日前に当該特定施設を設置(設置工事中の場合を含む。)している工場又は事業場に係る県の上乗せ排水基準に関する経過措置の適用期間を平成33年3月31日までの間とするものとしました。(附則第3項及び第4項関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正(栃木県条例第24号)

1 浄化槽保守点検業者の登録の有効期間を5年(現行3年)とするものとしました。(第2条関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県病院事業の設置等に関する条例の一部改正(栃木県条例第25号)

1 栃木県立岡本台病院について経営の効率化のため、病床数を221床にすることとしました。

2 とちぎリハビリテーションセンターについて回復期リハビリテーションの需要の増加に対応するため、病床数を120床にすることとしました。(以上第3条関係)

3 この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

◇とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例の一部改正(栃木県条例第26号)

1 とちぎ福祉プラザに新たに設置される障害者スポーツセンターの利用料金の基準額を定めるため、所要の規定の整備をすることとしました。(第2条及び別表関係)

2 この条例は、規則で定める日から施行することとしました。

◇栃木県民生委員定数条例の一部改正(栃木県条例第27号)

1 民生委員の定数を改定するため、所要の規定の整備をすることとしました。(本則関係)

2 この条例は、平成28年12月1日から施行することとしました。

◇栃木県医師修学資金貸与条例の一部改正(栃木県条例第28号)

1 大学医学課程の第1学年から第3学年までに在学する学生で、将来公的医療機関等において産科の業務に医師として従事しようとする者を修学資金の貸与の対象者に加えることとしました。(第3条関係)

2 修学資金の貸与の月額を25万円とし、入学の日の属する月にあつては、入学金に相当する額(100万円を限度とする。)を加算することとしました。(第4条関係)

3 知事は、借受者が臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して修学資金の貸与期間の2倍に相当する期間に2年を加えた期間が経過する日までの期間内に医師として知事が指定する公的医療機関等における業務(産科の業務に係るものに限る。)に従事した期間が、修学資金の貸与期間の2分の3に相当する期間に達したときは、修学資金の返還の債務の全部を免除するものとするものとしました。(第11条関係)

4 所要の規定の整備をすることとしました。

5 施行期日等

(1) この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部改正(栃木県条例第29号)

1 独立行政法人労働者健康福祉機構法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(第3条関係)

2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

◇指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正(栃木県条例第30号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

1 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例関係

(1) 登録定員等の基準を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が、自立訓練を受けることが困難な障害者に対し通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当自立訓練事業所とみなすこととしました。(第151条の2及び第161条の2関係)

(2) 所要の規定の整備をすることとしました。

2 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例関係
所要の規定の整備をすることとしました。

3 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正(栃木県条例第31号)

1 栃木県後期高齢者医療財政安定化基金の拠出金の拠出率を零(現行100,000分の44)とすることとしました。(第2条関係)

2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県建築審査会条例の一部改正(栃木県条例第32号)

1 建築基準法の一部改正に伴い、栃木県建築審査会の委員の任期を定めることとしました。(第3条関係)

2 所要の規定の整備をすることとしました。

3 この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県建築基準条例の一部改正(栃木県条例第33号)

1 建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(第8条及び第42条関係)

2 この条例は、平成28年6月1日から施行することとしました。

◇学校職員定数条例の一部改正(栃木県条例第34号)

1 学校職員の定数を次のとおりとすることとしました。(第3条関係)

(1) 県立学校職員 5,164人

(2) 市町村立学校職員 11,643人

2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県公立学校職員給与条例の一部改正(栃木県条例第35号)

1 へき地手当等に係るへき地等学校の指定及び級別区分を変更することとしました。(別表第3関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県公営企業の設置等に関する条例の一部改正(栃木県条例第36号)

1 電気事業法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(第4条関係)

2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県地方警察職員定数条例の一部改正(栃木県条例第37号)

1 栃木県地方警察職員のうち警察官の定数を改定するため、所要の規定の整備をすることとしました。(第2条関係)

2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の廃止(栃木県条例第38号)

1 国の社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金による事業の終了に伴い、栃木県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例を廃止することとしました。

2 この条例は、平成28年5月31日から施行することとしました。

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正(栃木県条例第39号)

1 地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、障害厚生年金等が併給される場合に傷病補償年金又は休業補償の額に乗じる調整率を改定することとしました。(附則第6条関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正(栃木県条例第40号)

1 介護保険法等の一部改正に伴い、通所介護のうち利用定員が一定の数未満であるものが地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置付けられること等のため、次の条例について所要の規定の整備を行うこととしました。

- (1) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（第15条及び第24条関係）
- (2) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（第23条関係）
- (3) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（第14条関係）
- (4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第100条、第102条、第114条～第132条、第134条、第182条及び第246条関係）
- (5) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（第233条関係）
- (6) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例附則第7条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第4条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（第98条及び第113条関係）
- (7) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（附則第9条、第11条及び第12条関係）
- (8) 栃木県看護職員修学資金貸与条例（第2条関係）
- (9) 栃木県理学療法士、作業療法士及び診療放射線技師修学資金貸与条例（第1条の2関係）
- (10) 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第97条、第98条、第151条及び第161条関係）
- (11) 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第61条及び第61条の2関係）

2 施行期日等

- (1) この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（栃木県条例第41号）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

- 1 保育所における保育士の数の算定について、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を一定の数の範囲で保育士とみなすことができること等の特例を設けることとしました。（附則第11条～第14条関係）
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。
- 3 この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県議会情報公開条例の一部改正（栃木県条例第42号）

行政不服審査法の全部改正により、条例に基づく処分に係る審査請求について、条例に特別の定めがある場合は、審理員に関する規定を適用しないこととされたこと等に伴い、次のとおり改正することとしました。

- 1 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、審理員による審理手続に関する規定は、適用しないこととしました。（第18条関係）
- 2 開示決定等について審査請求があったときに加え、開示請求に係る不作為について審査請求があったときも、議長は、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき等を除き、遅滞なく、栃木県議会情報公開審査会に意見を求めなければならないこととしました。
- 3 2の意見の求めは、弁明書の写しを添えてしなければならないこととしました。（以上第19条関係）
- 4 所要の規定の整備をすることとしました。

5 施行期日等

- (1) この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県議会の会期に関する条例の一部改正（栃木県条例第43号）

- 1 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの会期における栃木県議会の定例日を定めることとしました。（別表関係）
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

条 例

職員の取替整理に関する条例をとりこ公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県条例第九号

職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三十八条の二第八項及び第三十八条の六第二項の規定に基づき、職員（法第三十八条の二第一項に規定する職員をいう。以下同じ。）の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第二条 法第三十八条の二第一項、第四項及び第五項の規定によるもののほか、再就職者（同条第一項に規定する再就職者をいう。）のうち、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第三十八条の二第一項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又はこれに頼る者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同項に規定する契約等事務をいう。）であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第三条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であつた者（退職手当通算予定職員（法第三十八条の二第三項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人（同条第二項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後二年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇入れられる者となつた場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(人事課)

栃木県行政不服審査会条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十号

栃木県行政不服審査会条例

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 組織等（第三条―第九条）

第三章 審査会の調査審議の手續の特例（第十条―第十八条）

第四章 雑則（第十九条―第二十一条）

附則

第一章 総則

（設置）

第一条 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第八十一条第一項の規定に基づき、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 審査会は、法第八十一条第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一 栃木県情報公開条例（平成十一年栃木県条例第三十二号。以下この条及び第三章において「情報公開条例」という。）第十九条第一項に規定する諮問に応じて調査審議すること。

二 情報公開制度に関する事項について、実施機関（情報公開条例第二条第一項に規定する実施機関をいう。）に意見を述べること。

三 栃木県個人情報保護条例（平成十三年栃木県条例第三号。以下この条及び第三章において「個人情報保護条例」という。）第四十一条第一項に規定する諮問に応じて調査審議すること。

四 前号に掲げるもののほか、個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。

五 個人情報保護制度に関する事項について、実施機関（個人情報保護条例第二条第一項に規定する実施機関をいう。以下この号及び次号において同じ。）の諮問に応じて調査審議し、及び実施機関に意見を述べること。

六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十六条第一項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項について、実施機関の諮問に応じて、調査審議し、及び実施機関に意見を述べること。

七 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十第一項に規定する都道府県の審議会として、同条第二項の規定により、調査審議し、及び知事に建議すること。

第二章 組織等

（組織）

第三条 審査会は、委員十二人以内で組織する。